

田原交流センター  
指定管理者募集要項

令和4年7月

都 留 市

## 目 次

1. 施設の概要	1
2. 申請資格	1
3. 募集、選定スケジュール	2
4. 申請手続	3
5. 指定管理者候補者の選定	3
6. 市議会の議決	4
7. 協定の締結	4
8. 原状回復及び事務引継ぎ	4
9. 収入及び運営経費	4
10. 市への納付額等	5
11. 指定期間	5
12. 運営基準	5
13. 指定管理者が行う業務の範囲	6
14. 参考資料	6
15. 留意事項	7
別紙「提出書類一覧表」	8
各種様式	9

## 田原交流センター指定管理者募集要項

都留市(以下「市」という。)では、田原交流センター(以下「センター」という。)の指定管理者を指定するにあたり、「都留市地域交流拠点施設条例(平成30年都留市条例第1号)」(以下「交流拠点条例」という。)及び「都留市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成16年都留市条例第1号)」に基づき、施設の管理を代行する指定管理者を募集します。

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

名 称 田原交流センター

所在地 都留市田原四丁目5番32号

#### (2) 施設の概要

規 模 鉄骨二階建て

敷地面積 9,404.85 m<sup>2</sup>

建築面積 535.30 m<sup>2</sup> 延床面積 889.37 m<sup>2</sup>

### 2. 申請資格

(1) センターの指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件いずれにも該当する法人その他の団体(以下「法人等」という。)とします。

- ① 市内に主たる事業所を置く又は置こうとする法人等。
- ② 法律行為を行う能力を有しないものでないこと。
- ③ 破産者で復権を得ないものでないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていない法人であること。
- ⑤ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けていないこと。また、受けたことがないこと。
- ⑥ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法(昭和22年法律第67号)法92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるものでないこと。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により更正又は再生手続きをしていない法人であること。
- ⑧ 法人又は代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか契約相手方としてふさわしくない者でないこと。
- ⑨ 国税及び地方税に滞納がない法人であること。

(2) 複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して応募する場合は、次に掲げる

要件に留意すること。

- ① グループの名称を設定し、代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体等の変更は、原則として認めない。
- ② 代表となる法人等は、市内に主たる事業所を置く又は置こうとする法人等であること。
- ③ 代表となる法人等は、団体内における管理運営業務に係る経費に関する責任割合が最大であること。
- ④ 単独で応募した法人等は、グループによる応募の構成団体となることができない。
- ⑤ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。

### 3. 募集、選定スケジュール

- ①募集要項の配布:令和4年7月8日(金)～7月21日(木)
- ②質問の受付期間:令和4年7月8日(金)～7月21日(木)
- ③現地説明会:令和4年7月20日(水)午後2時から
- ④質問の回答:令和4年7月22日(金)
- ⑤申請書類の受付期間:令和4年7月22日(金)～8月5日(金)
- ⑥審査:令和4年8月中旬(書類審査及びヒアリング)
- ⑦選定結果の通知:令和4年8月中
- ⑧仮協定の締結:令和4年8月中
- ⑨指定管理者の指定に係る議決:令和4年9月議会
- ⑩指定管理者の指定:令和4年9月中
- ⑪協定の締結:令和4年9月中
- ⑫業務開始:令和5年4月1日

※ヒアリング、実地調査は必要に応じて行います。

### 4. 申請手続

#### (1) 募集要項配布期間

令和4年7月8日(金)から令和4年7月21日(木)まで

※土曜、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

#### (2) 募集要項配布場所・問合せ先

都留市上谷一丁目1番1号

都留市役所 総務部 企画課 政策推進担当

TEL0554-43-1111 内線 242 FAX0554-45-5005

Eメール:seisaku@city.tsuru.lg.jp

(3) 質疑及び回答

本件に関する質疑は、書面(別紙参考様式)持参及び FAX 若しくは電子メールによるものに限り受け付けます。

① 提出期間 令和4年7月8日(金)から7月21日(木)まで

② 回答方法 令和4年7月22日(金)に、質疑回答書を質問者全員に電子メールにて送信します。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

※持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 現地説明会 現地説明会を7月20日(水)午後2時以降順次行います。  
7月19日(火)までに別紙参加申込書を持参してください。  
なお、郵送、電子メール、FAXでの提出も可とします。

(5) 申請書類提出期間及び提出先

① 提出期間 令和4年7月22日(金)から8月5日(金)まで

② 提出先 企画課 政策推進担当

提出の際は、電話連絡で時刻調整の上持参してください。なお、郵送、電子メール、FAXによる提出は受け付けないものとします。

(6) 提出書類等

① 提出書類 別紙「提出書類一覧表」による

② 提出部数 10部(正本1部、副本9部)

## 5. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定は、「指定管理者選考委員会」が、事業計画の実施に要する費用や効果、施設の運営管理能力等を総合的に評価して決定します。

(2) 資格審査

次に該当する場合は、失格とします。

① 資格要件を欠くもの

② 提出書類に虚偽の記載があったもの

③ 提出書類を、提出期間を過ぎて提出したもの

④ その他、選定に係る不正行為があったもの

(3) 選定基準

次に掲げる審査項目について、提出書類による審査を行います。

① 市民の平等な利用の確保

② 施設の適切な維持管理

- ③ 施設の効用の最大限発揮
- ④ 施設の管理経費の縮減
- ⑤ 管理に必要な人的、物的能力の確保
- ⑥ そのほか一般的に必要な事項

審査の結果、対象施設の指定管理者として最も適当であると認めるものを、指定管理者候補者とします。また、仮協定を締結します。

## 6. 市議会の議決

指定管理者候補者の選定後、指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を受けます。ただし、議決を受けるまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときには、指定管理者候補者の選考を取り消すことがあります。なお、議決を受けることができなかった場合においても、指定管理者候補者が支出した費用等については、補償しないことをご承知ください。

## 7. 協定の締結

市議会で指定の議決を経た後、施設の利用、管理に係る細目的事項を定めるため、協議により協定を締結します。

## 8. 原状回復及び事務引継ぎ

指定管理者は、指定期間が満了したとき(継続して指定管理者に指定された場合を除く。)又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復して市に施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、市又は新たな指定管理者と十分な事務引継ぎを行わなければなりません。

## 9. 収入及び運営経費

- (1) 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金制度を採用します。
- (2) センターの業務にかかる全ての経費は、利用料金収入及び委託料並びにその他の収入をもって充てるものとします。
- (3) 委託料の具体的な額や支払い方法等は、協議の上、年度ごとに協定で定めることとします。
- (4) 利用料金の額については、交流拠点条例別表に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が決定することとします。
- (5) 会計年度区分
  - ① 経理は、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに区分してください。

- ② 指定管理者は、センターの管理に係る経理事務の執行にあたっては、自身の団体と独立した会計帳簿書類を設け、収支を明らかにしてください。

## 10. 市への納付額等

センターの管理は、指定管理者の収受した利用料金収入及びその他の収入により、管理運営経費を賄うこととなりますが、一定金額を市に納入することもできます。なお、納入金額は積算根拠を明確にし、申請時に提案していただきます。

## 11. 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)

## 12. 運営基準

### (1) ①営業時間

午前9時から午後5時まで

(コワーキングスペース、フリースペースについては24時間利用可。)

ただし、市長の承認を得て、変更することができます。

### ②休館日

事務室、交流スペース

(ア) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)

(イ) 休日の翌日(その日が休日となる場合又は日曜日若しくは土曜日となる場合を除く。)

(ウ) 12月29日から翌年1月3日まで

コワーキングスペース、フリースペース

休館日なし

ただし、市長の承認を得て、変更することができます。

### (2) センターの利用の制限に関する事項

① 交流拠点条例第9条第3項各号に該当する場合は、施設の利用の許可をすることができません。

② 交流拠点条例第10条各号に該当する場合は、施設の利用の停止を命じ、又は利用許可を取り消すことができます。

## 13. 指定管理者が行う業務の範囲

### (1) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。なお、業務の詳細について

は、別添「田原交流センター指定管理者業務仕様書」を参照してください。

① 利用許可等に関すること

ア 利用の許可(交流拠点条例第 9 条)

イ 許可の取消し等(交流拠点条例第 10 条)

② 利用料金の減免に関すること

市長が必要と認めた時は利用料金を減免するものとする

③ 利用料金の収受

④ センターの施設、敷地、付帯設備及び備品等の維持管理

⑤ センターの利用状況及び利用者の声の把握に関する業務

⑥ その他センターの管理運営に関し、市長が必要と認める業務

(2) 業務の内容変更

指定管理者が行う業務について、市が変更すべきと判断したときは、指定管理者との協議により業務内容の変更ができるものとします。

(3) 業務の委託

指定管理者が行う管理業務を一括して第三者に委託することはできないが、清掃、警備、などの一部の業務については、専門の事業者に委託することができるものとします。

(4) その他

管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めるものとします。

## 14. 参考資料

(1) 図面一式

## 15. 留意事項

(1) 申請書類等は、理由の如何にかかわらず返却しません。

(2) 指定管理者の実施にあたっては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)その他関係法令、都留市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び条例施工規則、交流拠点条例、都留市情報公開条例(平成 12 年都留市条例第 38 号)、都留市個人情報保護条例(平成 14 年都留市条例第 1 号)、協定書、仕様書等を遵守し、公平性の保持、安全確保に努めることにします。

(3) 指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために、市の指示に従わないとき、提出された事業計画書の内容が履行されていないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項及び指定手続条例第 11 条第 1 項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。